

別紙3 「工事費内訳明細書作成に関する注意事項」

1. この入札においては、入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書（以下「明細書」という。）の提出を求める。
2. 明細書の提出のない者のした入札は、無効とする。
3. 明細書は、A4版（縦書き、又は横書き使用いずれでも可）とする。また、複数枚になってもよい。
4. 明細書の様式は、任意とするが、閲覧・一時貸出用設計図書に添付されている本工事費内訳書を利用して単価、金額欄に記載したものを提出してもよい。この場合、工事価格欄に「見積価格」と記載すること。なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。
5. 明細書には、作成日、工事名及び特定建設工事共同企業体名称、代表構成員、代表構成員以外の構成員ごとに住所、商号又は名称及び代表者氏名（押印要）を記載すること。なお、前記必要事項を記載したものを表紙として明細書の他に別様とすることができる。ただし、閲覧・一時貸出用設計図書の工事概要書、あるいは本工事費内訳書を表紙として使用してはならない。
6. 明細書に記載する見積価格は、入札書の入札金額と一致すること。
7. 明細書の内訳は、閲覧・一時貸出用設計図書に添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。なお、閲覧・一時貸出用設計図書の工事数量総括（内訳表）、種別及び数量一式レベルよりも詳細な内訳であることに十分留意すること。ただし、閲覧・一時貸出用設計図書の本工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。
8. 明細書は、積算の内訳を明らかにするものであることから、端数処理の場合を除き「値引き」あるいは「割引」などの根拠のない減額項目を記載しないこと。
9. 明細書の記載に不備等があった場合は、説明を求めることがある。
10. 提出された明細書は、返却しない。また、提出後の引換え、変更又は取消し

は認めないものとする。

11. 談合があると疑うに足りる事実があると判断した場合には、提出された明細書を公正取引委員会等に提出することがある。
12. 明細書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。